

社団法人島根県浄化槽普及管理センター個人情報保護規程

(平成20年2月13日制定 規程第10号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社団法人島根県浄化槽普及管理センター(以下「センター」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し、個人情報の保護に関する法律及び関係法令に基づき必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所その他の記述等により特定の個人が識別できるもの、また他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人が識別できるものをいう。
- (2) 個人データ 個人情報を電子計算機等を用いて検索することができるよう体系的に構成した個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (3) 保有個人データ センターが開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの、又は6ヶ月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- (4) 本人 個人情報から識別される特定の個人をいう。
- (5) 個人情報保護推進統括責任者(以下「統括責任者」という。) センター会長(以下「会長」という。)により選任され、個人情報保護のためのセンター業務全般について統括的責任と権限を有する者をいう。
- (6) 個人情報保護推進責任者(以下「推進責任者」という。) 統括責任者により選任され、センターにおいて個人情報保護のための業務について責任と権限を有する者をいう。
- (7) 職員 センターに雇用されている全ての者をいう。

第2章 個人情報の取り扱い

(利用目的の特定)

第3条 センターの収集する個人情報は、次の各号に定める目的のために利用する。

- (1) 浄化槽法定検査等の実施日を本人に連絡すること。
- (2) 浄化槽法定検査及び各種分析結果を本人に通知すること。
- (3) 浄化槽法定検査の結果不具合等を発見した場合、関係行政機関及び関係業者へ通知すること。
- (4) 検査手数料等の料金を請求すること。
- (5) 浄化槽など環境関連情報を提供すること。

(利用目的による制限)

第4条 職員は、前条に定める利用目的以外の目的のために、個人情報を利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) センターの事務を遂行するうえで当該個人情報を使用することについて相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(適正な収集)

第5条 職員は、個人情報収集するときは、第3条の目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

2 思想、信条、宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。

3 個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) センター以外のものから収集する場合で、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報を本人以外のものから収集することにつき相当の理由がある場合であって、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(第三者提供の制限)

第6条 職員は、第3条に定める利用目的以外の目的のために、個人データをセンター以外の第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

2 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の手段又は方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報をセンター以外の第三者に提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的、使用方法等について制限を付し、又は適正な管理のために必要な措置を講じるよう求めなければならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第7条 個人情報取扱事務を電子計算機を使用して処理する場合にあつては、個人情報の保護のために必要な措置が講じられている場合を除き、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により、個人情報をセンター以外のものに提供してはならない。

第3章 個人データの適正管理

(個人データの正確性の確保)

第8条 推進責任者は、利用目的達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(個人データの安全管理措置)

第9条 統括責任者は、個人データの漏洩、滅失又は棄損の防止、その他の個人データの安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 職員は、次の各号に該当する場合には、直ちに推進責任者に報告しなければならない。
 - (1) 個人データの取扱いに関して、個人情報保護法又はこの規程に違反している事実、もしくは兆候があると気付いたとき。
 - (2) 個人データの漏洩等の事故が発生したとき、もしくはそのおそれがあるとき。
- 3 前項の報告を受けた推進責任者は、内容を調査のうえ、直ちに統括責任者に当該事実を報告するとともに、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人データの委託処理等に関する措置)

第10条 個人データの取扱いをセンター以外のものに委託する場合は、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

- 2 職員は、委託を受けたものが前項の契約内容を遵守しているかどうかを確認し、契約内容に抵触する事実を発見したときは、その旨を推進責任者に報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた推進責任者は、直ちに統括責任者と協議して委託を受けたものに対し、必要な措置を講じなければならない。

第4章 廃棄

(個人情報の廃棄)

第11条 個人情報を記載した文書を廃棄する場合は、シュレッダーで破碎し読み取り不能として廃棄するか、統括責任者が信頼できる廃棄物処理業者として指定した業者に廃棄を委託するものとする。

- 2 個人情報を記録した電子計算機を廃棄する場合は、個人情報を専用プログラム等により完全に消去して廃棄するものとする。
- 3 個人情報の廃棄の作業は、当該個人情報を取り扱う職員が自ら責任をもって行わなければならない。

第5章 保有個人データに関する対応

(保有個人データに関する事項の公表等)

第12条 統括責任者は、センターの保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) センターの名称
 - (2) 保有する個人データの利用目的（法令等で適用を除外されている場合を除く。）
 - (3) 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止もしくは第三者への提供の停止の求めがあった場合に、これに応じるために必要な手続き（第18条の規定に基づき定めた手数料の額を含む。）
 - (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申し出先
- 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、その利用目的を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 前項の規定により、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合
 - (2) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (3) センターの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

3 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的の通知をしない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第13条 統括責任者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付（開示の求めを行った本人が同意した方法があるときはその方法）により、遅滞なく当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) センター業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(訂正等)

第14条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部もしくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第15条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第4条（利用目的による制限）の規定に違反して取り扱われているという理由、第5条（適正な収集）の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第6条（第三者提供の制限）第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 第1項の規定に基づき、求められた保有個人データの全部もしくは一部について利用停止等を行ったとき、もしくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止したとき、もしくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第16条 第12条第3項、第13条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第17条 開示等の求めに応じるにあたり、会長は、本人に過重な負担を課すものとならないよう配慮したうえで、あらかじめ開示等の求めを受け付ける方法を定め、統括責任者に対応を統括させるものとする。

2 統括責任者は、開示等の求めに対する対応を、推進責任者にさせるものとする。

3 本人から開示等の求めがあったときは、職員は推進責任者に連絡するものとし、推進責任者はあらかじめ対応案を立案し、統括責任者の承認を得たうえで対応するものとする。この場合に置いて、推進責任者は、本人に対し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めなければならない。

(手数料)

第18条 第12条第2項の規定による利用目的の通知又は第13条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料（実費を勘案して合理的であると認められる範囲内で定める額）を徴収する。

第6章 管理組織・体制

(個人情報保護推進統括責任者・個人情報保護推進責任者)

第19条 統括責任者は、推進責任者を選任し、自己に代わり必要な個人情報保護についての業務を行わせ、これを管理監督しなければならない。

2 推進責任者は、職員に個人データを取り扱わせるにあたって、当該個人データの安全管理が図れるよう、当該職員に対する必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

(個人情報苦情・相談窓口の設置)

第20条 統括責任者は、個人情報に関する苦情もしくは相談を受け付けて対応する「個人情報苦情・相談窓口」を常設し、推進責任者に対応させるものとする。

2 推進責任者は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

3 本人から個人情報に関する苦情もしくは相談があった場合は、職員は推進責任者に連絡するものとし、推進責任者は、あらかじめ対応策を立案し、統括責任者の承認を得たうえで対応するものとする。

第7章 雑則

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成20年2月13日から施行し、平成20年4月1日から適用する。